ちいきふくしけんりようごじぎょう

地域福祉権利擁護事業

あんしんのせいかつをおてつだいします

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように福祉サービスの利用手続きの代行、日常生活の金銭管理などを一緒に行うなどのお手伝いをします。

どのような人が利用できるの？

自分ひとりで福祉サービスの利用手続きなどをすることが不安な方やお金を管理することが大変になってきている方などが利用できます。

この事業の利用契約ができる方で、認知症状のある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などが対象となります。

どんなサービスがあるの？

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用するために必要な手続きや利用料金を支払う手続きなどを行います。

②日常的金銭管理サービス

預貯金の出し入れ、公共料金や家賃などの支払い、年金や福祉手当の受領に必要な手続きなどを行います。

③書類等預かりサービス

預貯金通帳や証書などをお預かりし、大切に保管しておきます。

どうすればサービスを利用できるの？

①相談

まずは社会福祉協議会へご連絡ください。

サービスの仕組みを説明します。

②利用申し込み

担当職員がおうかがいいたします。

サービスの内容や手順について説明します。

③支援計画作成

お困りのことを一緒に考え、計画を作ります。

よくわからないこと、お困りのことをお聞きし、
サービスの内容、利用回数などの計画書を作成します。

④契約

利用契約を結びます。

サービスの内容をご確認いただいたうえで、社会福祉協議会と
利用契約を結んでいただきます。

⑤サービス開始

サービスを提供いたします。

支援計画にそって担当職員がサービスを提供します。

◎相談は無料です。

◎サービスは有料です。（生活保護世帯は無料です。）

申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会

本所

〒523-0082
近江八幡市土田町１３１３番地
TEL（0748）32－1781
FAX（0748）36－6910
近江八幡市総合福祉センターひまわり館の中にあります。

相談時間は月曜日～金曜日　8：30～17：15 です。（祝日・年末年始を除きます。）